

就職・転職・資格取得を応援します！

「早く就職したいけど、保育園にこどもを預けるのって仕事が決まらないとダメなの？」「急な残業がある会社だったらお迎えに間に合わないかも…。」「とりあえず今の仕事に就いたけど、もっと収入が高い仕事に転職したいな。」など、あなたの仕事探しの悩みや希望をしっかりと聞いて、サポートします。

しゅうしょく てんしゅう

就職・転職のサポート

母 父 寡

専門の相談員が、あなたの希望する仕事の内容や条件、取得したい資格、これまでの職歴、こどもの年齢や保育環境などを聞かせていただき、就職・転職のサポートを行います。希望される方にはハローワークの面接にも同席します。まずはお電話ください。



＜相談時間＞

月～金曜日 9時～15時45分
毎月第2火曜日は13時～19時

これから離婚を
考えている方も
ご相談ください。



求職活動の流れ

申し込み

注意：就職のあっせんを行うものではありません。

面接

仕事やそれに伴う子育て、資格取得、住まいなどの相談を受けます。

佐賀市やその他の関係機関が実施するものから必要なサポート内容を一緒に選んでいきます。

サポート内容の検討

【具体的には・・・】

- ◇いろいろなサポートメニューの案内
- ◇資格・技術取得の情報提供
- ◇求人情報提供
- ◇履歴書等の書き方・面接対策

ハローワークで面接
(就労コーナー)

ハローワークの相談員と一緒に面接します。佐賀市の相談員も同席できます。

求職活動開始

活動中も相談員は、サポートしていきます。

早めに就職できることが望ましいですが、安心して長く働くことができる仕事を一緒にゆっくり探すことも大切と考えます。

就職

就職後も引き続きサポートしていきます。職場での悩みや不安について、ご相談ください。

えびすワークさがし（市役所内）

母 父 寡



市役所内でも求職活動ができるように、ハローワーク佐賀と共同で、福祉就労支援窓口を開設し、求人情報提供、専門の相談員による就職相談・支援を行っています。

＜利用時間＞

平日 9 時～16 時（土日・祝日、年末年始はお休み）

さ が けん おや か て い 佐賀県ひとり親家庭サポートセンター

母 父 寡

佐賀県ひとり親家庭サポートセンター（P9）

専門の就業相談員が相談に応じますので、お気軽にご利用ください。
相談は無料、秘密は厳守します。

＜電 話＞ 0952-97-9767

＜相談受付＞ 火曜日～金曜日 9：30～18：30 土・日・祝 9：00～18：00

電話でも相談をお受けします。

※来所の際は**事前に予約**をしてください。

かいしゃけいえい そうぎよう き ぼうしや む りようそうだん 会社経営・創業希望者への無料相談

母 父 寡

起業や資金調達、販路開拓などの経営相談に、中小企業診断士などが対応します。

○通常相談：毎週月曜日～金曜日 9 時～17 時 30 分

（祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

○夜間相談：毎月第 2、第 4 水曜日 18 時～21 時

（祝日の場合は翌日）

場 所：駅前中央 1 丁目 8-32 i スクエアビル 5 階 佐賀市産業支援相談室

電 話：0952-40-7079

※来所の際は事前に予約をしてください。



こうとうしよくぎょうくんれんそくしんきゅうふ きん 高等職業訓練促進給付金

母 父

母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格取得を目指し、6ヶ月以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、毎月一定額の訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。



〈対象〉

- ・佐賀市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある人
- ・6ヶ月以上の養成機関で修業する人
- ・過去に本事業による訓練促進給付金を受給していない人

事前の相談が必要！

〈支給額〉

	訓練促進費（月額）	修了支援給付金
住民税課税世帯	70,500 円	25,000 円
住民税非課税世帯	100,000 円	50,000 円

※修業期間の最後の1年間については、4万円加算。

〈対象資格〉

- ・看護師（准看護師含む） ・保育士 ・介護福祉士 ・作業療法士 ・理学療法士
- ・歯科衛生士 ・美容師 ・社会福祉士 ・製菓衛生師 ・調理師 等

〈支給期間〉

修業する期間のうち上限4年。（准看護師養成機関修了後、引き続き看護師養成機関で修業する場合は、上限5年。）
支給申請のあった日の属する月分から支給となります。

じりつ し えんきょういくくんれんきゅうふ きん 自立支援教育訓練給付金

母 父

指定の講座を受講した母子家庭の母および父子家庭の父に、受講後にかかった受講料の6割（上限20万円、看護師や介護福祉士等を目指す一部の講座を受講する場合は年間上限40万円×修学年数、下限1万2千円）が支給されます。専門実践教育訓練給付金の指定講座を受講修了後、資格を取得し、就労した方については、受講料の8.5割（年間上限60万円×修学年数）が支給されます。

事前の申請が必要！

雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、上記との差額分を支給します。

佐賀市の方が受講できる講座は、こちらのサイトで検索できます。『厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』



<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



雇用保険給付対象の方が対象となる同内容の制度があります。

◇雇用保険給付対象の方 <申込先 ハローワーク（電話 0952-24-4361）>

こうとうしよくぎょうくurenそくしんし きんかしつけきん
高等職業訓練促進資金貸付金

母 父

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す場合に、資金貸付を行います。

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会

電話：0952-23-2145

おや かていまな なお しえん
ひとり親家庭学び直し支援

母 父

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は20歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験（以下高卒認定試験）を目指す場合に、対象講座の受講費用の軽減を図るため、対象講座修了時と試験合格時に給付金を支給します。



事前の申請が必要！

〈対象〉

- ①20歳未満の児童（修了後・合格後の支給申請時点）を扶養するひとり親家庭の親又は児童（修了後・合格後の支給申請時点で20歳未満）で佐賀市内に住所を有すること。
- ②高卒認定試験に合格する事が適職に就くために必要と認められること。
- ③大学入学資格を取得していないこと。
- ④過去に高卒認定試験合格支援事業の給付金を受けたことがないこと。

〈支給額〉

- (1) 受講開始時給付金
受講時にかかった費用の4割（上限10万円、下限4千円）
- (2) 受講修了時給付金
受講時にかかった費用の5割から(1)として支給した額を差し引いた額（上限12万5千円、下限4千円）
- (3) 合格時給付金
受講時にかかった費用の1割
（受講開始時給付金、受講修了時給付金と合格時給付金併せて上限15万円）

